

(1991)

国際法協会第六四回(一九九〇年) クイーンズランド(オーストラリア) 大会報告

国際法協会(International Law Association)の第六四回世界大会は、一九九〇年八月一九日(日)から二五日(土)にかけて、オーストラリア・クイーンズランド州のプロード・ビーチで開催された。会議の日程は次の通りであった。P II パネル・デイスカッション、W II ワーク・ショップ、S II ワーキング・セッション。

第一日(八月一九日)

午後 登録

第二日(八月二〇日)

午前 登録、理事会、開会式

第三日(八月二一日)

午前 P 国際商事紛争の解決

W 国際司法裁判所の刷新

S 宇宙法、国際刑事法

午後 S 国際商事仲裁、文化遺産法、人権法の実施

第四日(八月二二日)

午前 P 資本市場の国際化

W 海峡と群島における通航権

午後 S 新国際経済秩序の法的側面、遠距離大気汚染の

法的側面

午後 S 域外管轄権の法的側面、難民の法的地位、国際養子縁組及び子の保護の法的側面

第五日(八月二三日) 休日

第六日(八月二四日)

午前 P 地域的経済統合モデルとしての単一欧州市場

W 外国の被告に対する訴訟

S 国家免除、証券取引法

午後 S 国際通貨法

第七日(八月二五日)

午前 理事会、総会、閉会式

この大会には、四一ヶ国から約三五〇人が参加し、日本からも一八名の参加者があった。帰国後、一九九〇年一月二日、アルカディア市ヶ谷(東京)において、高野雄一教授の司会のもと、日本からの参加者による報告会が行われた。以下はその要旨である。

(道垣内正人)

国際商事紛争の解決(パネル・デイスカッション)

今回の大会の特徴のひとつは、開催国豪州の支部発案により、各日の委員会討議に先立って、早朝にいくつかの問題に関するパネル・デイスカッションをおこなうという企画であった。昨一九八九年秋、報告者(澤田)が在パリ国際仲裁裁判所副

所長就任直後は、今回の大会の組織委員長ナイ判事から、パネルのひとつとして豪州で最近とみに関心をもちたれるにいたったADR (Alternate Dispute Resolution) に関するパネルを設け、それを特に国連(UNCITRAL) 仲裁模範法に対する欧州、日本、米國などの反応を中心とする企画にしたいので、日本の部の報告を引受けてほしいとの要請があった、これをお諾わした。ADR に対する関心は「このところ欧米諸国において、急速な高まりを見せている(小島武司「調停と法」(一九八九)はしがき)が、国連が一九七六年のad hoc規則、一九八五年の模範法と、相次いでADR に関する規則制定に取り組んだのは、時宜を得たことであった。豪州は最近国連模範法を若干修正して国内法としている。

資料

パネルは、八月二一日午前八時半から一〇時まで、豪州のSir Lawrence Streetを座長として開かれ、まず報告者が、日本では国内調停がきわめて広く利用されているにかかわらず国際調停が皆無に近いこと、国際仲裁事件もきわめて少数にとどまっていること、民事訴訟法の規定が古く、改正が望まれていること、そのような状況のもとで生まれた一九八八年の仲裁法試案に国連模範法がいかに利用されたかを報告し、さらに日本における国際仲裁発展のうえでのいくつかの問題点を紹介した。ついでパリ大学のE・ガイヤール教授が、ヨーロッパ諸国の国連模範法に対する反応について報告し、ヨーロッパで国連模範法が広く採用されないのは、たとえばフランスのようにす

に似た法制を有したり、ベルギーのごとく判断の取消を認めない国がある(ニューヨーク条約による取消は可能) ことによる(スイスでは当事者の不取消合意が可能、英国では妨訴抗弁の放棄が可能)と分析した。同教授報告中の興味ある指摘は、模範法に対する諸国の反応は、その国が英米法系であるか大陸法系であるかによって異なるのではなく、それぞれの国の伝統によって異なるのであって、フランスは豪州に近く、英国やベルギーと異なるのがその例であるという点であった。この報告に關し、ドイツのベックシュティール教授から、ドイツでは模範法の採択が真剣に考慮されているとのコメントがあり、また諸国の反応の違いは英国と大陸諸国の違いによる(たとえば英国ではcross examinationをおこなうところを大陸では書面で行う)などの指摘があった。

このパネルには数十人が参加して、ADR への関心の高さが感じられたが、米國についての報告が欠けたことと、討議の間がほとんどなかったことが残念であった。

(澤田善夫)

国際司法裁判所の刷新

前回大会の「紛争の平和的解決」に続いて、今回は国際司法裁判所に的を絞ったワークショップが開かれた。このワークショップでは、I・ブラウンリー(英)を座長に、G・イエーニケ(西独)、E・ローターバクト(英)、A・ペレ(仏)、O・

シャクター(米)の四人がパネルに並んだ。

(1) 座長ブラウンリーは、ワークショップは、記録も決議も残さず、字句に拘泥することなく充分に討論することが目的であること、を想起した後、「国際裁判所の刷新」のテーマは I C J のギョーム判事(大会には欠席)から示唆されたことを紹介した。これには次の三つの問題が含まれる。第一に裁判所の管轄権、第二に裁判部(Chamber)の問題、特に大法廷と部の関係及び部への訴訟参加、第三に裁判可能性(jurisdictibility)と紛争の種類である。

(2) パネルリストのうち、まずイエーニケは、裁判官の選任、裁判部、選択条項の三点につき見解を述べた。

裁判官の選任については、ジャハブディーン裁判官選出の際に、現役の裁判部裁判長セッテ・カマラが落選したことを念頭においたものと思われるが、特に裁判官の交代による影響を指摘した。とりわけ経験の深い裁判官の継続的な選任が判例の継続性、一貫性を保つと思われるが、今回のような状況はどう考えたら良いか、との疑問を示した。また、裁判官は本来様々な法体系を代表しなければならぬが、実際は五大国出身者常任であり、それ以外の地域の裁判官枠が事実上限定されることは問題を含む、と指摘した。

次に、裁判部の問題については、I C J 規程では、部の裁判官の数につき当事者の承認を得る定めはあるが、誰を選任するかは、無記名投票の規定のみである。しかし実際には、その当決を考える必要がある。

また、部による判決の意義について、確かに大法廷の判決には高い権威が認められているが、部の判決にも同じ権威が認められるのか、それとも権威に差があるのか。さらに、大法廷の場合は、個別意見や反対意見の判事が各々の立場で意見を示すことになるが、部では逆に、判決自身がその部を構成する各裁判官の立場を示すものになりうる。

最後に、部による勧告的意見の可能性について、裁判所規程第六八条に訴訟事件手続の勧告的意見手続への準用規定があるので、可能性としては否定できない。

(4) ベレは、特に最近の二つの重要な変化、即ち、ソ連が I C J に信頼を示し始めたこと、裁判所、特に部が過剰な負担を負った状態にあること、に注意を促した。そして次の三点を指摘する。

第一に、発展途上国の態度が従来と変わってきている。特に一九七一年以降、発展途上国は、I C J に紛争を付託しようとする傾向が出てきており、しかも、I C J への付託を紛争解決の最終手段としてではなく、当初から効果的手段としてかつ法的な議論に基づいた紛争の解決として利用するようになってきた。このことは I C J の機能の效果的な遂行に非常に重要な影響を及ぼすであろう。

資料

次に、I C J はこれまで戦争と平和の問題には余り関わらず、

事者の意向が裁判官の選任に影響しており、従って、その実態に合せて、例えば裁判所長が当事者の意見を聴取し、それを裁判所に報告した上で選出する、などの様に規程や規則を改正するべきである。但し、余りにも不合理な部の構成が要請された場合には、裁判所は拒否するべきである、とした。

選択条項については、その重要性が過大評価されており、選択条項は必ずしも裁判所への紛争付託の促進に結びつかない、という。むしろ実際には裁判条項による付託の方が多し。確かに裁判条項では条約の解釈、適用の問題に限定されるが、当事者間では適用規範の予見可能性があり、それ故に、当事者としては、不明確な場合の多い一般慣習法の適用を回避する形で、裁判条項によって I C J に付託することが多い、との指摘があった。

(3) ローターパクトは、I C J の効果的な刷新のために、裁判部の活用を提唱する。現在の「部」の問題は、特に手続面にある。裁判所規程では、部は、第二六条一項の特定部類事件裁判部及び同条二項の特別裁判部、並びに第二九条による簡易手続部の三つがあることに留意すべきである。

部の構成については、規定上は必ずしも明らかではない。当事者の意向をどの程度考慮するか、構成の決定権限は裁判所か当事者か、裁判所規程第二六条と裁判所規則第一七条は矛盾するのではないか、特別裁判官が現役 I C J 判事であるべきかどうか、など様々の問題がある。とはいえ、実行上は、当事者が専ら技術的な紛争を扱ってきたように思われる。これまでの事件は、国家責任、領域紛争、そして他の特定の問題の三種に分類できるが、これら以外の点で I C J の活動の場を広げることが可能であろうか。

最後に、管轄権の問題として、訴訟参加の要請があるが、この点については既に様々に論じられている。さらに付け加えて、教授は、安全保障理事会による I C J の利用は紛争や事態の政治性との関連で問題になる余地がある、と指摘した。

(5) 最後に、シャクターは、いくつかの問題点を列挙する形で、見解を述べた。第一に、I C J への紛争付託による経費負担につき、信託基金の利用がはかられることが重要である。

第二に、勧告的意見の機能をもっと利用すべきこと、これについてはソ連の I C J に対する信頼が回復してきたので、今後もっと利用しやすくなるかもしれない。第三に、国内裁判所で勧告的意見を援用する可能性の問題がある。第四に、特定の事項について恒常的な部、例えば環境問題裁判部や海洋法裁判部など、を設置するべきである。最後に、I C J による紛争解決の主な障害は慣習法が必ずしも明らかではない点にあるが、最近は様々に多数国間条約が増加しているので、今後は、I C J への付託も増すであろう。

(6) フロアからは、勧告的意見の活用の問題、慣習法の明確化の問題、選択条項の利用の問題等についての質問、意見表明がなされた。特にある参加者が、イラクのクウェート侵攻の

違法性を勧告的意見手続にかけられないか、との質問を出したためか、パネリストの回答も、主として勧告的意見手続についてそれぞれの考えを述べた程度で、議論は散漫であった。

(7) 最後にブラウリー座長がまとめて、①強制的管轄権は、確かにICJの利用を増加させる手立てではあるが、理論と実際のギャップにも注意しなければならない、②第二に、これまでのICJの利用はむしろコンプロミヤ裁判条項によることが多い、③また最近、司法的解決よりも仲裁裁判やその他の紛争解決方法がより良く利用されている、と指摘し、これらの点にも注意を向ける必要がある、と述べて、このワークショップを閉じた。

(位田隆一)

宇宙法

宇宙法部会は、フォックス(英・文中敬称略・以下同じ)を座長に、宇宙活動から生じる残滓(adonis)及び汚染をめぐる法的論点に焦点を絞って行われた。予め準備された委員会報告書に沿ってまず委員長ベックシュテイーゲル(独)が委員会の活動経過について、次いでラポルトウールのウイリアムズ(アルゼンチン)が、一九八九年八月に委員会が発出したクエスチョネルに対する回答について報告した。

ブルジャワ大会以降、この問題は、一九八八年一〇月のイベロア・ロドリゲスが空法と宇宙法学会(アスシシオン)の一九八九年二

月の大気圏保護に関する法・政策専門家会議(オタワ)、同三月の国連宇宙平和利用委員会(COPUOS)宇宙法律小委員会におけるマッテ報告、同四月の宇宙残滓とその政策的含意に関するワークショップ(コロラド・スプリングス)、同一〇月の国際宇宙法学会およびILIA宇宙法委員会の非公式会合(マラガ)等の場で議論された。しかし、COPUOSはまだこの問題を議題として取り上げるに至っていない。

クエスチョネルは、A、法の現状の明確化、B、将来への提言の二部から成り、それぞれ一三、一二の質問が掲げられている。総括的に見ると、慣習法や若干の義務(とくに情報提供協議、交渉の義務)については見解が分かれたが、宇宙活動の環境的側面に関してガイドラインなどによる明確化が必要であるとの見解では一致したという。

個々の質問と回答の内容を詳述する紙数はないが、宇宙活動の環境的側面を問う以上、宇宙条約九条が中心となり、質問もこれに沿って構成されている。しかし、同条にいう「汚染contamination」の意義、とくにこの概念が残滓や汚染pollutionを含むかという問題について、pollutionの方がcontaminationより広義とする立場、同義とする立場、後者の方が広く前者や残滓等を含むとする立場に分かれ、またいかなる場合に汚染が有害と考えられるかという問題についても、一切の汚染が有害だとする見解、有害な汚染と無害なそれを区別する見解が対立し、地球環境の「悪化」に関しても、地球環境に与える変化はすべ

でこれに当たるといふ見方と、人体等への有害性を基準として悪化に該当するかどうかを区別すべきだという見方があり、基本的な概念については容易に一致が見られない。反面、宇宙条約六条の国家責任は残滓や汚染にも及ぶという点や、同条にいう非政府団体に対する許可及び継続的監督が残滓や汚染についても要求されること、宇宙損害責任条約一条(d)にいう「宇宙物体」に残滓が含まれること等については多数の回答が肯定的であった。なお、宇宙活動により環境損害が生じた場合の情報提供、協議、交渉の義務が慣習国際法上の義務かどうかという問題については見解が分かれた。別に、残滓の回収については技術的困難もあり、機能を終えたが原型を止める衛星と、破片とを区別すべしといった意見や、紛争解決手続を整備する必要があるとの指摘もあった。

報告に対し、フロアからは、ロイ・チョウドリー(印)、ウィリス(英)、ミルテザ(豪)、ホーマン(独)、ロスウェル(豪)、マトゥール(印)、シャープ(豪)、オコナー(豪)の八人が発言した。そこでは残滓、とくに寿命の尽きた衛星の回収義務を打上げ国に負わせるべきだとか、情報提供、協議、協力の義務を明確化せよとの声が強かった。

最後に部会で採択された決議は、委員会が国際的文書作成の作業に着手し、一九九二年大会の検討に供すること、その際、宇宙活動から生じる環境面の危険につき協力し誠実に交渉する義務、宇宙活動が他国の人・物体・環境や国家管轄権の及ばな

い空間の環境に損害を生じないよう確保する義務、残滓の軽減・防止のための情報交換・協議・協力義務、紛争の速かな友好的解決、およびそれが得られない場合には仲裁または司法的解決に付する義務を考慮に入れることを求めている。

(田中 忠)

国際刑事法

国際刑事法委員会については、前回のワルソー大会で、国際的免除を享有する者の刑事責任に関する条約並びに国際刑事裁判所規程及び国際刑事審査委員会規程の犯罪行為の形態に関するプロトコールIIIが採択され、プロトコールIIについては継続して研究するものとされた。

国際刑事法委員会は、八月二日(火)の午前に開催され、委員会が提案した三つのプロトコールの全てを採択した。

最初に、本委員会の委員長であるKos Radcewicz-Zubkowski教授(カナダ)が欠席したため、代わって、ラポルトウールのOleja教授(西ドイツ)より、前回以後の作業経緯と本大会に採択を求めた三つのプロトコールについて簡単な説明がなされた。

まず、国際刑事裁判所規程及び国際刑事審査委員会規程のプロトコールIIとして防衛(Defences)に関する諸規則が示された。プロトコールIIは、ソウル大会、ワルソー大会において多くの疑問や問題点が指摘されてきた。今回提出されたプロト

コールIIはワルソー大会において提出されたものと、構成・項目については同じであるが、従来から特に問題となっていた免責年令 (immaturity)、精神病 (mental disorder)、酩酊 (intoxication)、上司の命令 (superior orders) などについて修正をしたものである。

プロトコールIVとして、具体的に訴追を行うための手続的な問題として、証拠 (evidence)、押収 (seizure)、捜査 (search)、召喚 (summons)、拘留 (taking in custody) 及び逮捕 (arrest) に関する規則が提出された。これらの点は、ワルソー大会において初めて提出され若干の検討がなされたものである。

プロトコールVは判決の執行に関する規則で今大会で新たに提出されたものである。国際刑事裁判所も審査委員会もその判決・決定を執行するに当たり自らそのための警察力を有するわけではないので、締約国を中心とする国家の助力に依拠せざるを得ない。しかし、判決の執行の問題は国家の憲法構造そのものに直接かかわるので、予め一般的に裁判所、委員会と国家との関係を定めておくことは困難である。したがって、本プロトコールは国家の同意を前提とした最小限度の手続的規則を定めているにすぎない。いずれにせよ、本プロトコールを付加することによって、国際刑事法が完全な形になるとのことである。

次いで、委員の一人であるDingle教授 (イスラエル) より、個人の責任と個人の人権との関係を配慮する点に刑事法の基本があり、この点に特に配慮する必要があることを中心としたコ

メントがなされた。

三つのプロトコール提案に対して、会場から、ユーゴスラビア、フィリピン、オーストラリアなどの会員から質問や意見が表明された。免責年令や証拠などについて、自国では異なった規則や特有の制度のあること、あるいは若干の字句修正などであった。対応も従来と同様、大陸法とコモン・ロー制度の違いとその統一の困難さが強調された。いずれにせよ、論議は極めて低調であり、実質的に提案を修正するに足る意見もなく、比較的短時間で、プロトコールの全てを採択して終了した。これを以って、これまで国際刑事法委員会が検討してきた草案の全てが採択されたことになり、最後に、長年にわたる作業に対して感謝の表明がなされた。なお、当初用意された決議案の中には作業継続の一文が挿入されていたが、最終決議文には含まれていない。(広部和也)

国際商事仲裁

一 まず、一九八八年のワルソー大会後の、国際法協会本部と日本支部での動きを顧みておきたい。一、ワルソー会議までの国際商事仲裁委員会は解散して新たに同名称の委員会が設けられ(その経緯については本誌第八七巻五三二ページ参照)、パリ大学のエマニュエル、ガイヤール教授が新委員長となった。二、日本支部は報告者(澤田)を新委員会の委員に指名し、本部は新委員会を組織した。三、新委員長は、国際商事仲裁委

員会がまずとりあげべきトピックとして、仲裁判断における Transnational Rules (以下TR) (フランス法、日本法のこと

き一国の国内法ではなく、Lex Mercatoria、法の一般原則、XY Z国に共通の法原則など)を取上げることが希望した。四、日本支部ではTRが日本の会社などの関係する国際契約で、どの程度準拠規範として指定されているか、またTRは望ましいと

考えられているか否かを知るために、一九九〇年春、非会員を含む二〇の会社、法律事務所、仲裁機関にアンケート調査への協力を願った。一通の解答が得られたが、二社のみが、TRを経験したとのことであった。そのうちの二社では古いことで記録が保存されておらず、いま一社では仲裁人からTR適用の示唆があったが断ったとのことであった。TR内容が明らかでなく結果の予見可能性が低いとの理由で反対する意見が大多数であった。ただ国際取引については、諸国の国内法の規定が不十分で、準拠法指定が意味をもたない場合も少なくないので、TRの適用も是認するべきであり、ただその内容がより明らかになることが望ましいという意見、信用状に関するような内容の明確なTRはよいが、法の一般原則による仲裁はけだし善と

平衡による仲裁と差異がないことになるなどの指摘があった。五、日本支部では、さしあたりTRが引き続き国際商事仲裁委員会のトピックとされることを予想し、今回の大会後もこの問題を検討するため、また委員会でのその他の事項の討議に対処するために国内委員会を設置することとし、青山善充、河西直也

資料

資

小杉丈夫、澤木敬郎、高桑昭、谷口安平、道垣内正人の諸氏と澤田が委員となった。

二 以上のような経緯ののち、国際商事仲裁委員会は、八月二一日午後二時半から三時間にわたって開かれ、百数十名が参加した。

大陸法国のHaon会員と英米法国のPaul Bowden会員の報告があり、後者は明快であった。それは次の点につきさらに検討することを提案した。一、TRは実際のどのくらい広く使用されているか 二、TRは一定の契約または紛争についてののみ用いられているか 三、仲裁人と当事者はTRの内容をどう把握しているか 四、TRの内容につき共通の合意が形成されてきているか 五、そもそもなぜTRが用いられるのか 六、国内裁判所のTRに対する態度。

三 委員会はTRの使用が顕著な分野を特定し、広くアンケート調査を行うことを含めて、その研究を続ける旨決議した。日本支部のみは、前述のごとく既にアンケートを行って、その結果を委員会に報告したので、今後さらにアンケート調査はせず、TRを適用した仲裁判断につき(仲裁合意でTRが指定されている場合、適用規範の指定がなかった場合、準拠法が指定されていた場合に分けて)執行上の問題があるかなどを国内委員会に議論することとされた。

(澤田善夫)

文化遺産法

文化遺産法 (Cultural Heritage Law) —— 文化財保護法といふ意訳も可能であろう。—— に関する委員会は、一九八八年のワルシャワ大会のあと設立が決まり、翌年、委員長に O. Kurylo 教授 (オーストラリア) を、報告者に M. S. P. 教授 (米国) を選び、他に四名の委員を加えて、とりあえず六名の委員で発足した。委員会は、最初の仕事として、海底文化遺産 (Underwater Cultural Heritage) の保護の問題を取り上げ、条約案作成の準備に着手。その成果として、第一次報告書が八月二十一日のワーキング・セッションに提出された。

はじめに、委員長および報告者が、海底文化財保護条約の準備作業について、それぞれ趣旨説明を行なった。それによると、近時海洋開発の発達にともない、海底からの文化財の発見、引き揚げが、とくにカリブ、ヨーロッパ、東南アジア、太平洋の各海域で盛んとなり、またそれをめぐる国際紛争も多発する状況をふまえて、海底文化財保護のための国際的規制の問題がクローズ・アップされるようになった。ところで、この問題についての国際法の対応をみると、まず、一九八二年の国連海洋法条約は、第一六部その他で、「海洋で発見された考古学または歴史的性質の物体の国際的保護について若干の規定を置き(第三〇三条、一四九条など)、その重要性を認めているが、当該物体に対する管轄権の問題や、保護の対象となる物体の定義には疑問であると述べた。

委員会は、当日の各種の発言を参考にして、海底文化遺産に関する条約案の起草の作業を進め、その成果を第六五大会に提出することになった。(香西 茂)

人権法の実施

人権法の実施に関する部会は、八月二二日午後二時二〇分から、Mukarji 判事 (インド) を座長にして行われた。

先ず、座長は、緊急事態に関する本委員会の先駆的作業がここに終了したことを祝うとともに、これまでの審議の経緯を総括し、一九八四年と一九九〇年は本委員会が重要な成果を挙げた年であると述べた。前者は I. L. A が緊急事態における人権規範のバリ最低基準を採択した年であり、後者は、今回の報告書で「緊急事態における人権尊重監視機関のためのガイドライン」(the Guide lines for Bodies Monitoring Respect for Human Rights during States of Emergency) を提示した年である。

次に、座長がこのガイドラインの骨子を説明した後、討論に入った。Ulrich (米・委員長) はガイドラインについての十分な討議と委員会の今後の作業についての意見を求めた。

Miljojevic (ユーゴ) は I. L. A がこのクイーンズランド・ガイドラインとともに「人権に関する国際事実調査団のベオグラード手続規則」(一九八〇) を採択することを求めるとともに、NGO のより大きな役割を看過すべきでないとした。Kaburise

つき不明瞭さを残している。また地域レベルでの条約化の企てとして、欧州審議会 (Council of Europe) の下で水底文化財保護条約の起草がなされたが、管轄権の問題で合意が得られず、作業は中断されている。一方、各国の国内法制は、海洋で発見された財物の取り扱いにつき、海軍法、文化財保護法、引き揚げに関する法の規定内容は統一性を欠き、領海外の海域で沿岸国が管轄権を行使できる範囲についても、各国の法制はまちまちである。また発見され、引き揚げられた財物の帰属も、国家と個人、発見者と所有者のいずれかにつき、各国の法制はそれぞれ異なる。

以上の趣旨説明に次いで、議長は、参加者一般から以下の諸点について見解を求めた。(1) 本事項につき条約草案または国内法のモデル規則を作成することの可否。(2) 保護の対象となる物体の範囲、なかんづく「歴史的な性質を有する物」の定義づけの可否。(3) 領海外で発見された物体に対して沿岸国が管轄権を行使できる範囲 (大陸棚, E. E. Z.)、および、文化財保護海域を設定することの可否である。

これらの点について、参加者から各種の意見が出された。たとえば、陸上文化財の保護の必要性や、海底文化財の引き揚げについての現行国際慣習法は何かをめぐって議論があった。筆者も、設問 (2) に関連して、「歴史的性質の物体」の定義について発言し、ナヒモフ号の事例を引きながら、「少なくとも百年以上前の物」というように、具体的な数字で定義すること

(ガーナ) はこの報告書では触れられていない監視機関として、各国の国内法上設置されている人権委員会等にもこのガイドラインが適用されるべきことを指摘し、また、Hossein (バングラディシュ) もこのガイドラインとバリ最低基準が共に指針として用いられることが重要であり、そのことを明文で示すべきであるとした。

Chowdhury (インド) は、報告書の第二項によれば、規約人権委員会が B 規約四〇条一項 (b) の追加的報告を緊急事態の際に自動的に求めるための手続きを設けるべきだとしていることに関連して、その際考慮すべき二点を指摘した。第一点は、B 規約四〇条一項 (b) と四三項の緊急事態に基づく Derogation に関する通知との関連性を明確にすべきであるということ。第二点は、報告書第三項の情報収集に関し、NGO からの情報も IGO の情報と同じように正式なものとして認知すべきである、とした。更に、Chowdhury は Derogation の通知に関して、B 規約四三項の義務違反についての何らかの措置を定めるべきだとして、例えば、規約の手続において通常は認められる防衛権を違反国には認めない旨を定めることを提案した。更に、米州人権委員会に見られる現地視察などの制度も報告書に取り入れるべきであると述べた。

Khanstari (インド) は、報告書の八項が B 規約に定められている公の緊急事態の存在について監視機関が客観的に判断すべきものとしていることについて、その現実の困難性を指摘し

た。また、Mooketie (インド) は、今回のガイドラインが一九八六年のソウル会議及び一九八八年のワルソワ会議に出された中間報告と一体のものとして理解されるべきであり、バリ最低基準もそれについての詳細な報告書と関連づけて理解されなければならぬと述べた。Maloney (オーストラリア) は緊急事態に関するルールはここに完結したが、その遵守を確保する方法を考えなければならぬと述べ、委員会は緊急事態を濫用する政府の承認または正統性を否定する国際法規則の発展を期すべきであると述べた。Coreil (スエーデン) は一九八九年の報告書にある "model derogation" に関する項目は、緊急事態宣言の増加に道を開くことになるので、これを削除すべきではないかとの疑問を呈した。Sengupta (インド) は、緊急事態の場合の人権侵害に関する情報収集に果たす NGO の役割を強調する一方で、ある種の NGO は宗教的、人種的、文化的あるいは言語的偏向のために緊急事態の濫用を強調し過ぎるため、その報告の信憑性を確認するための何らかの手段が必要であることと指摘した。Balestra (アルゼンチン) は、いくつかの国での緊張事態においては、監視機関の安全が保障されないため、その任務が不可能となる場合があることを指摘し、第一段階として、I-LA が各国の国内法で必要な保障をする旨の決議をすべきであると述べた。Anand (インド) は報告書が国家による人権侵害のみを扱っていることに對して、国家間の人権侵害をも含めなければならないと Sriano (フィリピン) もガイドラインをもつ

て、Eilich は以上の質問の目的は世界人権宣言が慣習国際法の一部となっているかどうかを示すための資料を集めることであると述べた。

これに對して、Hohmann (西ドイツ) は、今後の作業として、第三世代の権利、例えば良好な環境に対する権利の意味と限界について研究することを提案した。Fontaine (オーストラリア) はクエスチョネアリーの質問の一つを修正するか又は新たな質問を加えることを提案した。その趣旨は次のようなものであった。立法措置を伴わない条約に国内的効力を認めないいくつかのコンロー諸国においても、裁判所はそのような条約を国内法上の概念や救済の評価のための尺度として用いることによって、次第にそのような条約に含まれている諸原則に間接的な効果をあたえようとする傾向にある。このような傾向を勘案した上で、クエスチョネアリーを改訂して、単に「形式的な」裁判機能の上だけでなく間接的に行政的又はそのほか準司法機関によって世界人権宣言上の人権が国内で適用されているかどうかという質問を入れるべきであると述べた。Eilich もこれに同意し、クエスチョネアリーを改訂すると述べた。

Pellet (フランス) はこの新しいトピックについて疑問を呈し、一九四八年で時計を止めるべきではなく、それ以後の人権概念の発展と充実を勘案して本委員会は世界人権宣言のみに執着するのではなく、この発展を考慮に入れるべきであると述べた。また、Doman (米国) は、文化的・宗教的少数者の権利について、

と包括的なものにして、緊急事態直後の事態をも扱うようにすべきであると述べた。Peters (オーストラリア) はバリ最低基準と今回のガイドラインを含む報告書の採択を提案し、この動機は反対なしに採択された。

次に、Eilich は本委員会の今後の作業についての討論を求めた。委員会はすでに世界人権宣言の地位と実施に関する研究計画について承認を得ており、一九八八年一〇月に委員会のメンバーにクエスチョネアリーを出したが、今のところ三人しか回答していないと述べ、クエスチョネアリーの内容として次の六点を披露した。

- 一、貴国政府は世界人権宣言を全体として、あるいは部分的に、慣習国際法を表明又は反映していると考えているか。
- 二、貴国は世界人権宣言の条項を含むどのような条約を締結しているか。
- 三、そのような条約の貴国国内法上の地位はどのようなものか。
- 四、貴国国内裁判所のいづれかの判決は世界人権宣言を権威のあるものとして引用しているか。
- 五、貴国の憲法の中に世界人権宣言の諸条項を取り入れた規定はあるか。
- 六、貴国の憲法規定が世界人権宣言又は同様の規定を取り入れている場合、貴国の国内裁判所の判決の中に、その憲法規定に依拠しているものがあるか。

手段を研究する必要があると述べた。

Coreil (スエーデン) は、多くの国が拘束力のある人権諸条約の当事国になっている今日の状況の下で、世界人権宣言に焦点を当てることは国際人権規約の地位を弱めることになるのではないかと疑問を呈した。そして、諸国家が既存の人権保護の諸条約に定められた国際的コントロール・メカニズムをどの程度受け入れているかについての質問をクエスチョネアリーに追加するのによいのではないかと述べた。

Eilich は、以上の討論を踏まえて、本委員会の任務は人権の enforcement であるから、発展や環境や少数者に関する諸提案は本委員会の任務外又は他の委員会の範囲に入る問題であるとしたが、拘束力のある人権諸条約の検討とその執行については小委員会が扱うのがよいであろうと述べた。

最後に、Mukherjee は、本委員会が建設的な諸提案について十分に検討することを期待して、このセッションを閉じた。なお、今回の最終報告書に盛り込まれたガイドラインは八月二十五日の総会で承認された。

(川島慶雄)

資本市場の国際化 (パネル・ディスカッション)

一 八月二日午前八時四十五分開会、座長の Lichtenstein 女史 (アメリカ) から、このパネル・ディスカッションがオースト

リア支部の企画によること、ならびに全体の狙いと各パネリストの紹介があった。

パネリストには、プログラムに記載されていたAustin (オーストラリア) およびFarer (オーストラリア) のほか、Folke (ドイツ) が加わった。この三名が各自の報告を終えたところで午前一〇時になり、討論は行われないうちに閉会された。

二 ますFolkeが「EC投資サービス指令案」と題し、一九九三年一月から施行予定の同指令案(一九九〇年二月公表)の概略を説明した。同指令案は、EC市場の統合後に、加盟国の証券仲介業者が域内で自由に支店の設置や事業活動を行うことができるように、その規制の原則を定めるものである。類似のものとしてすでに第二銀行指令があり、投資サービス指令案は意識的にこれに追隨している。報告も主要な点で両者を対比させながら行われた。

証券業務の開業許可は当該仲介業者の本国が行う。開業要件としての最低資本金の額は域内で統一する。域外の業者については相互主義で対応するが、既存の第三国子会社には引き続き活動を認める。仲介業者の事業活動に対する監督もその本国が行うのが原則であるが、出先国の公共福祉にかかわる場合には、出先国も規制を加えることができる。仲介業者の行為規制についても、域内共通の最低限の要件を揃えようとすると、規制の緩やかな加盟国を本国としてショッピングするのを防ぐため、登記上の本店と事業の本地が同一国にあることを要求する。統一

規制の重要な一環である自己資本規制について、数字を挙げながら詳細な説明がなされた。報告者3人は、種々の点で投資仲介業者に対する規制が、銀行にくらべて緩やかなことに批判的のようであった。

三 続いてAustinが「国際的自動証券取引システム——規制上の諸問題」について報告した。証券取引の国際化、とくにコンピュータによる自動化された取引システムの発展は、取引選択の幅を著しく広げる点で投資者に多大の便益をもたらすと同時に、これまで存在しなかった新しいリスクを生じさせることを指摘し、その解決策を探ろうとする。何が問題かを具体的に示すため、次の仮説例を挙げる(ロイター通信社が開発した「Sine」はこの仮説例に近い)。

オーストラリアの会社が、Autradeというコンピュータ・システムを開発し、世界の主要三〇〇銘柄に関する全市場の気配情報をリアルタイムで流す。加入者が端末から入力する売り・買いの注文が合致すれば自動的に執行される。ルクセンブルグにあるユーロ市場決済機関を通じて決済する。加入できるのは機関投資家だけであり、二〇〇〇名の加入者のうち八〇〇名がアメリカの機関である。端末は二二か国に設置されているが、契約上の準拠法はイギリス法である。

右のようなシステムによって行われる取引に、国際私法の原則を適用しても満足すべき解決は得られないことを指摘するとともに、アメリカやカナダの証券規制当局がこの種のシステム

しかしいずれも、会社法の枠組みで解決を図ろうとするから融通の効かない規制が中心になり、加盟国法との調整が容易ではない。それよりは合併会社など契約による提携を主体に考える方が、弾力的な対応ができて適切であろうと報告者の見解を述べた。(龍田 節)

海峡と群島における通航権(ワーク・シヨップ)

英国ブラウンリー(Brawnie)教授と議長に、米國ゴールディ(Goldie)教授、インドネシアのモフタル(Mochtar)教授、

英国シンクレア(Sinclair)卿、オーストラリアのクロフォード(Crawford)教授をパネリストに開催された。当初パネリストに予定されていた日本の小和田外務審議官は欠席、オーストラリアのシアラー(Shearer)教授の代わりにクロフォード教授が出席した。

ゴールディ教授は、国際海峡における通過通航権が航空機にまで適用されることは重要であると述べて、群島水域の通航権が領海の通航権から類推に基くこと、群島水域制度が慣習法上確立したので、条約に参加しない国も尊重する義務を負うことを指摘し、一九八九年の「無害通航権に関する米ソ統一解釈」の意義を高く評価した。

モフタル教授は、国際海峡と群島水域では条約の規定が同じでない。たとえば、「通常の形態」という文言のかり方が異っており、「継続的かつ迅速な通過」と「継続的、迅速なかつ妨

る。

四 最後にFararが「国境を越える合併」について報告した。合併(Merger)が各国においてどのような現象を指すか、言葉の定義から始め、合併会社などによる企業提携や持株会社方式を含む企業結合を、考察の対象としてとりあげる。国によって会社法が異なり、税法も違うところから、国境を越える合併には大きな障害があることをEC委員会の一九八八年白書に基づいて述べ、そのほかにも独占禁止法や労働法の違いも重要な障害だと指摘する。

こうした障害を克服し、EC域内での合併を容易にするために、一九八五年に会社法第一〇指令案が作られ、一九九〇年一月にはテークオーバーその他の一般的ビッドに関する第一三指令の提案もなされた。このほか、加盟国法に基づく会社とは全く別のSocietas Europaeaに法的根拠を与えるヨーロッパ会社法へ向けての作業が、一九九二年のEC市場統合を前にして再開された。

けられることのない通過」と表現が異なるのは、交渉の結果によるものである。群島水域の制度について、条約に参加しない国は二国間協定で通航権を保障する必要があると述べた。

シンクレア卿は、伝統的な海洋制度が国連海洋法条約によって大幅に修正された。とくに、国際海峡における通過通航権は、航空機にも適用されること、海峡沿岸国が停止権を有しないこと、航路帯・分離通航方式の設定に国際機関の関与を必要とすること、海峡沿岸国の法令制定権が制限されていること、あるいは潜水航行が許されることなど、領海の無害通航権とは大きく異っている。これによって、領海の拡大と通航権の確保との間に新しいバランスが成立した。国連海洋法条約に規定する通過通航権は、今日では慣習法の規則になったとみることができ

る。

クロフォード教授は、群島水域に関する規定は、領海・国際海峡の規定に比べて不明確な点が多い。条約の第五二、五三条と第二五、三九条との間に規定上の差異がある。

質疑に入り、フィンランドのハカバ(Hakana)氏は、通過通航権は長期にわたり条約で通航が規制されている海峡には適用されないで、オーランド島に関する条約に基づきボスニア海へ入る海峡には適用されない。英国のワット(Watt)氏は、航行の自由と国際海峡の通過権の保障が原則であるので、その例外は制限的に解釈すべきである。オーストラリアのマッケオン(McKeown)氏は、ホルムズ海峡におけるイラク船臨検の

秩序の内容は、近年具体的な特定の問題に焦点が移ってきている。この点でIL Aは一九八六年のソウル宣言をコンセンサスで採択したことによって大きく貢献した。また最近の重要な問題として開発と環境の関係が注目され、本委員会でも今後、環境問題を扱うべきことを示唆した。

今大会に提出された報告書は、この委員会の中の四つの小委員会、即ち、(a)ソウル宣言の実施及び発展の権利に関する小委員会、(b)国連多国籍企業行動綱領の諸問題に関する小委員会、(c)反ダンピング法に関する小委員会、(d)通貨法に関する小委員会、の各報告と、今後の作業計画から成る。会合では、各小委員会の報告が要約して述べられた。

(3)「ソウル宣言の実施及び発展の権利に関する第一小委員会」の報告は、デ・ワールド(蘭)が行った。彼は自ら「NIEO原則・発展の権利」と題するペーパーをこの小委員会に提出しており、彼の報告はそのペーパーにおける分析の紹介が主であった。彼によれば、発展にとって人権の実現が重要なこと、及びいわゆる友好関係原則を展開するための基準の策定が必要なこと、この二点を発展の権利宣言及びソウル宣言は示している、という。従って今後の研究としては、発展の権利を表現するために、第一にNIEO原則としての権利に対応した具体的な権利義務を研究すること、第二に国際的な意思決定過程に対するNIEO原則の影響がどのようなものであるかを検討すること、第三に国連システム内の監視、再検討、調整等の制度に

可能性からみて、紛争時における通過通航権と安保理決議の関係が問題になる。同国のフォンテン(Fontaine)氏は、群島水域内の通航には領海の無害通航権が適用されるが、条約第一八条一項にいう通航形式と合致しない。同国のロスウェル(Roswell)氏は、武器を用いる演習の場合にも群島国家が無害通航を一時的に停止できるか明確でない。台湾のユー(Yu)教授は、国際海峡の通過通航権は領海の無害通航権とは異なり、まだ慣習法上の規則になっていない。スウェーデンのコーレル大使は、通過通航権の制度がデンマークとスウェーデン間の海峡や、フィンランド海峡の地位に影響を与える。

以上のようなフロアーからの意見に対して、議長とパネリストから応答がなされた。

(高林秀雄)

新国際経済秩序の法的側面

(1)本委員会は、当初二回のセッションが予定されていたが、本委員会と国際通貨法委員会との研究対象範囲の重複や、本委員会の第二回会合と国際通貨法委員会の会合が同時刻に組まれながら、双方の委員を兼ねる者があるなどから、本委員会の作業としては、八月二日午後の会合一回のみであった。

(2)会合は、マホーニー(豪)を座長として開かれ、まずこの委員会の委員長ホサイン(バングラデシュ)から、委員会の作業全般にわたって説明があった。彼によれば、新国際経済

ついて検討することが必要である、とした。

(4)第二小委員会は国連多国籍企業行動綱領の検討を課題とし、チョウドリー(印)から報告があった。小委員会報告書は、六つの重要な問題を挙げ、国連が現在提示している行動綱領案とそれに対するIL Aの修正案を提示している。(なお、インドも独自で修正案を出しており、その修正案は会場で配布された)。この六つの問題とは、(1)国際法及び国際義務の履行への言及の仕方、(2)国内問題不干渉原則の規定、(3)国家主権の尊重、特に天然資源に対する永久的主権の尊重、(4)国有化と補償、(5)国家と多国籍企業間の紛争解決、(6)内国民待遇の供与であり、これらをどういう形で行動綱領に盛り込むか、に焦点をおいて、IL A独自の修正案が示されている。

(5)貿易と科学技術に関する第三小委員会は、ワルシャワ大会でシャクター(米)が提出した、「反ダンピング法は途上国に害を与え、又はその発展を阻害するか」及び「GATTやその他の国際機関の紛争解決手続が途上国と先進国との間の紛争では機能しているか」の二つの問題を検討することが課題であった。報告はファン・テマート(蘭)が行った。

彼によると、反ダンピング法については、今日の実行は、経済的政治的な点からのみならず、法的にも広く批判されている。従って反ダンピング規則は制限されるべきである。現実には反ダンピング規則が実際上保護主義の迂回路として機能しており、それによって損害が生じている。従って、反ダンピングの実体

規則及び手続規則を改善する必要がある。

G A T T の紛争解決については、G A T T の原規則では途上国と先進国を区別していないが、一九六六年の「第三案手続」七九年及び八九年の G A T T の決定で、途上国については一定の規定ができた。これまでの G A T T の実行を見ると、実際に第三案の手続が途上国によって利用されており、特に途上国に不利があるとは考えられず、また途上国が主張していた改革案の多くは八九年の G A T T 決定に組込まれている。従って現状では G A T T の紛争解決手続への途上国の参加について I L A が更に検討する必要があるところない。

(6) 第四小委員会の活動は、国際通貨法委員会の活動と関連するため、報告は省略された。

(7) 次に、イエーニケ(独)から、本委員会の今後の作業計画について、発展の権利に密接に関連する他の分野、特に、環境及び知的所有権移転の問題を研究すべきである旨、述べられた。

(8) 最後にシャクターが発言し、この委員会の目的が N I E O の原則と機能の検討にあることを想起し、具体的には、技術移転に関する研究、環境と発展の関係の法的側面、及び高度に危険な科学技術が発展に与える影響、の三点の研究が今後重要である。と指摘した。

(9) こうした発言に対して、フロアからは一〇名余りの発言があったが、その多くは多国籍企業行動綱領の I L A 案について

一九八九年には報告書を準備することができず、今大会までに上述の(2)の問題について報告をまとめ、今大会の報告書として提出した。今回の第三報告書では、遠距離越境大気汚染によって生じうる損害のタイプ——物質的損害、経済的損害及び非物質的損害——及び損害の評価を複雑にする理由について述べた後、遠距離大気汚染によって生ずる損害を評価し又は評価を促進する方法又は手段——モニタリング及び事前環境影響評価——について述べている。さらに報告書は、国際法における救済の法的側面及び救済が得られる損害のタイプ、因果関係認定の問題、損害の金銭的評価の問題を論じている。本報告書では、原因国の汚染損害への関わりが識別できる場合には、一九八二年 I L A モントリオール・ルールが(越境汚染に適用される国際法ルール——一九八二年決議2)が適用されるであろうという見地から、原因国、汚染原因が識別しうるかどうかにかかわらず、大規模汚染の法的側面が扱われている。請求方法について、原因国が複数の場合に、原因国のうち明瞭に違法に行動した国に全体の賠償額を請求する(その国は他の原因国に求償する)方法が述べられている。また、損害が金銭的にほとんど評価しにくい場合でも、環境損害に対して賠償責任を負わず現在の一定の傾向があることも指摘されている。

資料
二 本委員会の討論では、カバールする汚染のタイプについて、すべての種類の汚染又は環境悪化——地球温暖化等——がカバールするかどうかが問題であることが述べられた。損害が測定しが

ての意見もしくは修正案であった。なお、筆者(位田)は、発展の権利の実定性的程度及び発展の社会的文化的側面を研究する必要、の二点を指摘する発言を行った。

(10) 会合の最後に、ホサイン委員長から、委員会の作業、特に多国籍企業行動綱領に関する作業の進展を評価し、また、委員会報告に示された環境問題を含む今後の作業計画を承認する主旨の決議案が提案され、全会一致で、委員会案として全体会議に送られた。

(11) 全体会議では、委員会案が修正されて、より詳細な文言で委員会の作業計画を示した決議が採択された。

(位田隆一)

遠距離大気汚染の法的側面

一一九八八年の I L A ワルソー大会の遠距離大気汚染の法的側面委員会の最終会合で、委員会は、一九八九年に会合を開き、報告者(G. Lamers教授、オランダ)がその時までには次の三つの問題について報告を準備すべきことを決定した。(1) 許容しうる遠距離越境大気汚染の配分(share)にいかなる基準が適用されるべきか。(2) 遠距離越境大気汚染によって生じる損害の評価にいかなる基準が適用されるべきか。(3) 違法越境大気汚染は即時に終了されるべきか又は汚染原因国が違法汚染を(漸次に)終らせるため必要な措置をとるための過渡的期間が与えられなければならないか。しかし、報告者は、個人的事情で、たいことが問題であり、また、具体的事例において解決方法が見出されなければならないという意見も述べられた。また E C E の一九七九年長距離越境大気汚染条約の原則等を広く使うべきであるが、ここでの問題に対しては難かしい面もあるという指摘もあった。これまでいくつかの関連条約が採択されているが、この委員会の仕事は、それらと重複してはならないこと、あるいは、国家責任と民事責任との調和した手続が必要であることも述べられた。

(水上千之)

域外管轄権の法的側面

本テーマは、前回の I L A 第六三回ワルソー大会において初めて取上げられたもので、輸出管理法の域外適用の問題を包括的に検討することから始められた。

今大会では、同じテーマによるワーキングセッションが八月二二日に開催された。予定の司会者のモールペラー(Maulverer 英国)が遅刻のため開会が大幅に遅れ、シンクレア(Sinclair 英国)が仮司会者となって開催された。出席者は約七〇名、日本支部からの出席者は本浪、松岡、田中、辻、横川の五名であった。

先ずシンクレアは本テーマに関連した最近の動向をふまえて、出席者各員がイラク・クウェート紛争に関する各国の輸出入規制に留意する様要請し、特にイラクの武力行使が英国をはじめ各国からの武器輸出のうえに成立している事実の指摘がなされた。

ついで域外管轄権国際委員会を代表して委員長長のメーセン教授 (Meessen 西ドイツ) から大要次の様な中間報告があった。委員会は、域外適用の管轄権をめぐる紛争が発生する法の特定分野における国家実行に焦点をあてて、域外管轄権の概念の再検討を行なう。そのため先ず輸出管理法の検討から始めた。委員会は一九八八年七月に第一回会合を開いて以来、各国から提出されたナショナル・レポートを中心に昨年一二月まで四回開催された。現在、最終草案の内容を検討中である。

国際法の下で輸出管理法における管轄権の問題は、次の様なより分化されたアプローチによって検討されなければならない。

(一) 技術 外国の輸出業者に対して直接適用されるルール (直接的域外適用) と、国内の輸出業者を通じて外国の貿易業者を国内規制に従わせる結果となるルール (間接的域外適用) とは区別されなければならない。

(二) 連結要素 領域性は唯一の連結要素ではなく、製品や技術の原産地、全体の製品価値に占める部品の相対的価値、政策目的等を考慮に入れて決定されなければならない。

(三) 国家利益の調整 一九八二年のシベリアパイプライン事

難民の法的地位に関する部会は八月二十二日午後三時から「E」教授 (オーストラリア) を座長として行われた。

先ず、本委員会の委員長長のLee (米国) が今回の報告書とそれに含まれている「難民と庇護国に対する補償についての国際法の原則に関する宣言案」(Draft Declaration of Principles of International Law on Compensation to Refugees and Countries of Asylum) について、その経緯を説明した。すなわち、今回の宣言案は難民を発生させている難民の本国の責任に焦点を当てており、その最初の草案は一九八八年のワルソー大会で提案されたが、EIAは本委員会に作業を継続するよう求めた。その際出された様々な提案と人権法の執行に関する委員会の委員の提案を取り入れたものが今回の報告書である。また、Leeは委員会の今後の作業として三つの提案を紹介したが、それは(一) 難民認定手続と監視制度 (screening and monitoring) (二) 庇護供与に関する制限的国家慣行の再検討 (a review of restrictive State practice in relation to granting asylum) 及び (三) 難民の保護と恒久的解決 (protection of refugees and permanent solutions) である。しかし、委員会の見解では、これら三つのトピックは「避難権」(the right to refuge) というより大きなトピックの下に纏めることができると述べた。

次いで、討論に入り、Choi (韓国) は原則二の注釈にある「適当な補償」という文言を「十分、迅速、実効的補償」に変えること、また原則三の注釈が「難民」という言葉を定義上「本国

件の様に、高度に政治的な問題の最終的解決は、重複する管轄権の下で、国家主権の維持に不可欠な平等性の原則に基くべきである。

域外適用に関する問題の多くは、輸出管理を行なう国が、自国籍企業の在外子会社や自国内で生産された製品の外国による再輸出に対する直接的管轄権行使の要求を取止めた場合に解決されるものである。管轄権をめぐる国家間の対立は国際協力によって避けるべきものであり、一方的な管轄権の主張によって事態を悪化させるべきものではない。

以上の委員長の報告に対してボグダン (Bogdan スウェーデン) は南アフリカに対する輸出規制の問題について、カイパー (Kuyper オランダ) は域外適用の問題に対する抵触法と国際法のアプローチの相違について、田中 (日本) は域外適用とICDVシステムについて、それぞれの見解の説明が行なわれた。

最後に委員長から今後の審議の進め方として、輸出管理に関する各国のプラクティスを収集・分析し、そこから一般的ルールを抽出していくという方針が説明され、全体の了解するところとなった。

(横川 新)

難民の法的地位

「E」教授 (オーストラリア) を座長として行われた。難民の法的地位に関する部会は八月二十二日午後三時から「E」教授 (オーストラリア) を座長として行われた。

先ず、本委員会の委員長長のLee (米国) が今回の報告書とそれに含まれている「難民と庇護国に対する補償についての国際法の原則に関する宣言案」(Draft Declaration of Principles of International Law on Compensation to Refugees and Countries of Asylum) について、その経緯を説明した。すなわち、今回の宣言案は難民を発生させている難民の本国の責任に焦点を当てており、その最初の草案は一九八八年のワルソー大会で提案されたが、EIAは本委員会に作業を継続するよう求めた。その際出された様々な提案と人権法の執行に関する委員会の委員の提案を取り入れたものが今回の報告書である。また、Leeは委員会の今後の作業として三つの提案を紹介したが、それは(一) 難民認定手続と監視制度 (screening and monitoring) (二) 庇護供与に関する制限的国家慣行の再検討 (a review of restrictive State practice in relation to granting asylum) 及び (三) 難民の保護と恒久的解決 (protection of refugees and permanent solutions) である。しかし、委員会の見解では、これら三つのトピックは「避難権」(the right to refuge) というより大きなトピックの下に纏めることができると述べた。

次いで、討論に入り、Choi (韓国) は原則二の注釈にある「適当な補償」という文言を「十分、迅速、実効的補償」に変えること、また原則三の注釈が「難民」という言葉を定義上「本国

その規範を擁護するならば、それは *lex ferat* ではなく、*lex ferat* 命に基づくものであるとしなければならぬ、と述べた。第二の点は、庇護国が難民を不法につくりだしている国家から補償を求めることができるとする際に、国家責任についての原則を援用することは正しいが、原則一〇の注釈に示されている事例は慣習国際法の存在を示す国家のプラクティスであるとはいえず、原則一〇にいうような補償についての難民発生国の「準契約的」義務が存在するとはいえない、と述べた。このようにして、Litch は報告書を更に改訂してカイロ会議に提出することを求めたが、その際、いくつかの基本的原則に限定するのが好ましく、しかもそれが *lex ferat* であるということを明確にすべきであり、そのことがまた国際難民法の漸進的発達に貢献するものであることを指摘した。

Fonkeyne (オーストラリア) は、Litch に同意し、原則七は現行の慣習法を反映したのではなく、単なる発展途上の原則に過ぎないとした。また、原則一四に関して、庇護国が難民に対する義務を回避しないように、次の一文を追加することを提案した。

「更に、難民又は庇護国若しくは国際連合難民高等弁務官に対し本国が補償を支払う意思がない場合においても、庇護国は難民に対する国際法上の義務に従わなければならない」

Malotiev (ソビエト) は、原則一〇の考え方については賛成で

／＼七〇にも用いられているので変更するつもりはないこと、また、分裂国家の難民については分裂国家に関する新しい委員会がつくられる予定なので、そこで検討されるべきであろうと述べた。次に、Litch の意見に対しては、国家のプラクティスが存在しないということについては、原則七の導入部分を「国家のプラクティスの多くの例は…… (Many instances of State practice……)」と修正することによって対応できるとし、難民に補償を支払うべきであるとしたり一九四八年一月二二日の国連総会決議は毎年繰り返されており、*opinio juris* の要素を含むものであり、*ex gratia* の支払いもプラクティスの問題と無関係ではなく、原則七の *opinio juris* は文法的には *ex gratia* にかかるとはならず、文法の問題でこれから更に二年を浪費することはできないと述べた。更に、Lee は、Litch のその他の点は単に技術的な問題であり、若干の字句の修正で済むことであり、この宣言をいたすに引き延ばすことはできないと反論した。また、Fonkeyne の原則一四についてはその提案を歓迎すると述べた。

Chao (台湾) はこの原則案が国家のプラクティスに合致していないとする Litch の意見に賛成であると述べた。

最後に、座長は、Lee の提案になる原則七の字句の修正と Fonkeyne の提案になる原則一四への追加パラグラフを含めて宣言案全体の採択を提案し、この動議が否決された場合は、この宣言案についての作業を継続し、一九九二年のカイロ会議に提

あるが、難民条約の難民の定義にのみ依拠するのは不十分であり、個人としての難民だけでなく、今日の大量難民をも含むようなより広い難民の定義を考案すべきであると述べた。

Berry (オーストラリア) は、報告書が国家責任に関する諸概念に適切に依拠しているものとしながら、特別のケースとして、難民を発生させた国家を現在代表している政府が難民の発生に何の関係もない場合には、難民又は庇護国に補償を支払う責任があるのは誰か、という疑問を呈した。

以上の討論を踏まえて、報告者の Coe (オーストラリア) は法的確信が必要だということは大量追放との関係では問題ではなく、そのような行為は元々違法であるから、当然に国家責任を生ぜしめるし、いくつかの事例で賠償が実際に支払われなかったとしても、それはこの原則を損なうものではないとし、この原則は広く受け入れられており、例えば、本国の事情が変更したことにより帰国した難民に賠償が支払われた多くの事例があると反論した。また、原則七はそのままにするよりも他の原則から推論できるようにするのがよいかもしれないながらも、法的確信が余り多くの注意を集めることは、このような場合に補償をするという自然的正義から注意を反らすものであると批判した。

「Coe はこれまでの議論に應える形で次のように述べた。まず、「適当な補償」という言葉は一九八六年一月三日の難民の新たな流出を防止するための国際協力に関する国連総会決議四一

出すべきものとした。

その結果、参加者の大部分は表決に参加しなかったが、最初の表決では賛成七、反対五であったが、座長が数えなおしたところ、七対八で否決された。そして、総会の決議では、この宣言案を原則として承認するとしたが、なお最終的な形にして、一九九二年の大会に提出しよう勧告された。

(川島慶雄)

国際養子縁組及び子の保護の法的側面

八月二十二日の午後、「国際養子縁組及び子の保護の法的側面」を扱う作業部会が開催された。

国際養子縁組に関し、すでに一九八六年に国内的ならびに国際的な里親委託及び養子縁組に関する国連の宣言がなされ、この宣言の原則は拘束的な多辺条約たる一九八九年の子どもの権利に関する国連条約第二一条に規定される。養子縁組は子どもの最善の利益を重視し、権限ある官憲によってのみ裁可される。国際養子縁組は子が本源国において里親又は養親に委託されないときの養護の代替的手段とみなされる。この原則の実施はハーグ国際私法会議第十七会期に準備される条約にゆだねられ、本年六月にハーグ会議の第一回特別委員会が開催された。

国際法協会クウィーンズランド大会の作業部会にはハーグ会議第一書記ファン・ローンの中間報告が提出され、それは次の四つの問題に集中する。すなわち、第一に、実質的養子縁組法

の相違は法の抵触及び当事者の期待の抵触を生じ、とりわけ、本国籍で単純養子縁組に同意が与えられた子が受入国において完全養子とされる場合がある。第二に、本国籍と受入国が子の福祉についての考えを異にし、受入国において第二の養子縁組がなされるのが普通である。しかし、多くの本国籍がその国で養子縁組がなされることを要求し、外国養子縁組の承認が焦眉の急となる。第三に、子どもの権利に関する国連条約の定めのように、発展途上国は国際養子縁組を子の養護の代替的手段とみる傾向がある。第四に、秘密性と公開性に関し、欧米諸国は養子たる身分を養子に開示する傾向があり、これに対して発展途上国は秘密を原則とし、ここに通文化的な問題が生じる。

作業部会はエジプトのエル・ダッカの司会のもとに開かれたが、報告者欠席のため委員長アルゼンチンのバレストラが代わって報告し、国際養子縁組の心理的ならびに経済的側面及び行政機関による実態の調査とそれに基づく柔軟な条約起草の必要を説いた。ついで、委員のイタリアのデ・サンクロ、インドのセス及びフランスのリスボンが補足説明を加えた。これに対し、オーストラリアのヴェイルハイムは、本国籍が単純養子縁組、受入国が完全養子縁組の制度をとる場合に、外国養子縁組の承認ではなく、養子縁組決定が受入国でなされるべきことを主張し、さらにハーグ条約への期待として中央機関設置の方向がよいとの意見を述べた。インドのムカールジは、中間報告はインドにおける養子縁組の道徳的及び社会的側面を看過すると批判

で、関税同盟の初期のバターンから、物、人、サービス、資本の自由な移動を受け入れうる基盤の確立に至るまでには、EC閣僚理事会、同委員会、EC裁判所等の長年の努力があったことを強調した。そして、例えばEC裁判所は国内裁判所からの直接的な上訴は受けつけていないが、EC法の問題に関する国内裁判所からの付託 (referral) 制度がきわめて有効に機能しており、いずれは欧州議会に委ねられるべきポリシー決定についてまで、これまではEC裁判所が介入し、実質的なEC「憲法」を固めてきたとして自信を示した。

資 料

次いでSquadra教授は、法及び諸規則の統一について考案し、伝統的「法の統一」によらず、各国の立法権限のECへの実質的移行による方法が技術的に賢明であったのみならず、それがヨーロッパ共通の価値の発見を促して統合をさらに促進させたこと、この関係で、EC成立以前にすでに発効していた欧州人権条約の影響が計り知れないことを強調した。そして、税関係、労働者の移動のように同一ルールの存在が不可欠な場合を除き、一般的には命令 (Directives) による漸進的統一方法が好まれ、閣僚理事会から委員会への権限委譲は例外というよりも原則となってきたこと、課税問題のような困難な分野もまだ残っているものの、資金移動の自由達成への障害の除去も、各国の状況によっては留保を認める等の措置を活用したステップ毎の努力の積み重ねによって達成されたものであること、また何よりもEC裁判所の設立とそれへの信頼がECレベルでの法の支配を

し、養子縁組の名のもとに子を外国へ輸出する実態に言及した。フィリピンソメラは、本国籍と受入国の手続の相違を養親がオーストラリア人であるときを例としてオーストラリアで完全養子縁組の手続がやり直されることを指摘した。

以上のように、作業部会の討論では国際養子縁組の法技術的側面の背景にある社会的、道徳的及び心理的側面が重視され、法的規制に先立ち国際養子縁組の実態調査の必要が強調された。総会において、ハーグ会議その他の機関の作業に従い、さらに国際養子縁組の法技術的側面のみ集中する質問書を送付すべきことを勧告する決議案は、作業部会の議論を反映しないとして採択されず、その扱いは理事会の決定にゆだねられた。

(西 賢)

経済的統合モデルとしての単一欧州市場

(パネル・ディスカッション)

このテーマは、八月二四日午前に、議長をEC副委員長Leon Brittan卿とし、EC裁判所のGordon Slynn判事、西独Saarland大学ヨーロッパ研究所長のGeorge Ross教授、フィリピン大学のEnrique Squia教授をパネリストとして討議された。まずSlynn判事は、相互に衝突することを避けたいとの欧州諸国の数世紀にわたる願望が統一に迫り着こうとしている背景に、同質の文化と東からの防衛という共通の基盤や、生き延びるための経済的結束を要求する現実があったことを指摘した上

確立するのに不可欠であったことを述べた。

他方、Squadra教授は、欧州経済統合を他の地域との競争強化をねらうものとして把握し、要塞はできても欧州の真の統合の姿からはきわめて遠い現実にあるとの冷やかな姿勢を打ち出すとともに、ASEANの構成及び目的を公式的に読み上げて、今日までのその活動を概観し、フィリピン政府のASEAN経済協力条約締結提案を説明して、域内結束の強化と一層の経済協力促進の必要性を述べた。そして、ECとの間には一九七二年以来協力関係があるので、欧州経済統合がASEAN諸国の発展への障害とならないようにと訴えた。

これらの報告に対し、EC内の各国(例えば英国やフランス)と特別関係にあった域外の国(オーストラリアやフランス語圏のアフリカ諸国)は、欧州経済統合の進展により疎外される結果となっているので、経済統合の際には域外との調整メカニズムの検討が欠かせないのではないか等の意見も出たが、時間切れとなったのは惜しまれる。議長はBrittan卿は、欧州経済統合の諸側面は、それぞれ経済的、政治的いずれの角度から眺めるかによって評価が異なりうるであろうが、通貨統合すら目指そうとしているこのダイナミックなプロセスから学びうる幾多の教訓は、他の地域にとっても参考となるだろうと述べ、欧州経済統合の進展を支えたものは、それに向けての適切なメカニズムが準備されたことのほか、程度の差はあれ各国政府が主権の限界を正視し、国家を越えた機関による決定に服しようとの「政

治的決断」を行ったことであつたと述べて総括とした。

(曾野和明)

外国の被告に対する訴訟(ワークショップ)

外国の被告に対する訴訟 (Reaching the Foreign Defendant) に関するワークショップは、八月二四日午前一〇時から午後一時まで、オーストラリアのナイ (Peter Nygh, Judge of the Family Court of Australia) 判事が議長となつて開催された。三人のパネリストから意見表明がなされ、その後これを受け、質疑応答がなされた。なお、このワークショップについては、ペーパーや決議はなにも提出されていない。

最初のパネリストは英国のロリンズ (Laurence Collins Herbert Smith, London, Fellow Wolfson College, Cambridge) であり、次のような報告を行った。

ロモノローにおける伝統的な管轄権の原則は、所在 (presence) であつた。所在を裁判管轄権の行使の基礎とすることに對しては、かねてから過剰管轄として批判されており、ブラッセル条約でも制限されている。しかし、一方、最近のアメリカの最高裁は、一時的所在に基づく管轄権の行使は、憲法 (due process) に反しないと判示している。

ここでは、まず、英国における最近の重要な発展であるマレヴァ・インジャンクション (Mareva Injunction) について論じたい。これは裁判所が、被告が事件の審理係属中はその財産を、この訴訟をギリシヤ船会社に対して提起した。この契約には專屬的合意管轄をギリシヤのアテネ裁判所とする条項があつたが、裁判所はこの合意管轄は有効ではなく、また、forum non conveniens の法理により訴訟は停止されるべきとの被告の主張を認めなかつた。この判決が英国で最近認められたこの分野における重要な発展である forum non conveniens の法理を受け入れなかつた点で注目される。

次のパネリストである米国の弁護士、トルブローフ (Peter Trooboff, Covington & Burling, Washington DC) が米国の国際裁判管轄について次のような報告をした。

アメリカの抵触法における革命には二つある。ひとつは法選択の分野における州裁判所における革命であり、他は、裁判管轄権の行使が、憲法の due process に反するかどうかという点についての、連邦最高裁における革命である。後者の裁判管轄権の問題は、その主要な最高裁の判決名、World-Wide Volkswagen, Ashi Metal などに見られるように州際的ではなくて、国際的である。

外国の被告に対する裁判管轄という点からすると、アメリカの理論はかつての被告の所在 (presence) を管轄権の基礎とするパワー理論から、フェアネスと便宜の理論へと移っている。この転換の基になつたのは、一九四五年の International Shoe 判決である。もっとも最高裁は6カ月前の判決で一時的所在は due process に反しないとされたばかりであるが。

資料

管轄権の外に移動することを差し控えるべきことを命じる中間的な差止命令である。このマレヴァ・インジャンクションを得るためには、原告は、少なくとも争点に関して相当の根拠のある事例であること、被告が管轄権内に財産を有すること、原告勝訴の判決が出て、被告が判決の執行以前に財産を管轄権外に移動させるという危険のために、満足が得られないという現実の危険が存在することを立証しなければならぬ。

このマレヴァ・インジャンクションは、外国の被告に対して、つまり、被告が英国内に住所がなく、居住せず、または所在しているかどうかにかかわらず、認められるものである。被告の財産が管轄権内に存在すると分かっているときには、直接その財産所在地でなされる。

マレヴァ・インジャンクションに基づく判決は、金銭判決でなく(従わないときは、裁判所侮辱となる)、おそらくこの外国において承認されることはないであろう。もう一つの問題はこのマレヴァ・インジャンクションの第三者への効力、とりわけ、被告の英国内の銀行預金などの差し止め禁止が認められた場合に、それが銀行などの第三者に対してどのような効力を有するかという問題である。

さらに、外国の被告に対する訴訟という点で注目されるのは、最近のオーストラリアの Oceanic Sun Line 判決である。この事件では、オーストラリアの住民がギリシヤでの観光遊覧船の切符をシドニーの代理店を通じて購入し、ギリシヤでの事故に基

外国の被告に対してその財産の所在に基づく管轄権としては、いわゆる quasi in rem jurisdiction (準対物管轄) が重要である。これは被告の法廷地内にある財産の差押による管轄権であるが、判決はその財産の価値に限定される。そしてこの準対物管轄の分野における最近の最高裁のパワー理論から新しい理論への転換という点で重要なのは、一九七七年の Shaffer 判決である。最高裁は、被告の単なる財産の所在だけでは管轄権の行使は十分でないとした。

しかしながら、外国の被告に対して、その財産の所在だけでは管轄権の行使は十分ではないという、この判決のルールにはいくつかの例外 (escape devices) がある。

- 一 たとえば外国人が1万ドルの預金をニューヨークの銀行に有しており、しかもその預金口座は、アメリカとの取引の度に使われた場合のように、被告の財産の所在以外に法廷地との他の関連がある場合。
- 二 他の関連がなくとも、財産が不動産のように、被告の財産が法廷地と恒久的な関連のある場合。
- 三 被告が管轄を避けるため、詐欺的に財産を移動させた場合。
- 四 原告に利用可能な他の法廷地が存在しないなどの緊急管轄の必要な場合。

これらの場合には、Shaffer 判決の下でも、外国の被告が法廷地に財産を有する場合には、管轄権を行使することができる。と考えられる。

最後にオーストラリアのロジャーズ判事 (Andrew Rogers, Chief Judge of the Commercial Division of the Supreme Court of New South Wales) が、外国の被告に対する訴訟に関するオーストラリアの最近の発展について説明した。さきにコリンズもふれた Oceanic Sun Line 事件については、これは結局のところすべての法廷地が原告に閉ざされており、原告が法廷地以外では訴訟を提起することのできない場合に認められる、一種の緊急管轄の場合と考えられるとした。

その後の質疑応答では、最近のすべての国の裁判所の判決は、原告の有利に傾きすぎているのではないかと、Oceanic Sun Line 事件は、被告の代理人の事務所がシドニーにあったことによりこの結論は正当化されるのではないかなどの議論があった。

(松岡博)

国家免除

国家免除部会は、八月二四日(金)午前一〇時から午後一時まで開催された。

最初に、委員長の Monroe Leigh 氏 (アメリカ) より、この委員会の作業の趣旨について全般的な説明がなされた。つまり、本作業の趣旨は、国内法の調和 (harmonization of national legislation) を基盤として行なわれるものであるが、この一〇年の国家実行の進展はめざましいものがあり、モントリオール草案採択(一九八二年)後の発展を調査して、同草案の修正を

教授のコメントがなされた。

次いで、Carver 教授 (イギリス) 及び Sinclair 卿 (イギリス) よりコメントがなされた。前者は仮差押とモントリオール草案の裁判所の権限に関する九条 B との関係や同草案六条に関連して除外の基準の問題などをとり上げ、後者は既存の裁判権との関係や共通の民事裁判管轄権の問題、イギリスの Mareva 事件などについてコメントを行なった。

その後討論に入り、R. Sabel 氏 (イスラエル)、C. Kesedjian 教授 (フランス)、G. de Sangro 教授 (イタリア)、R. Swan 教授 (インド)、L. Lee 教授 (アメリカ)、A. Sangupta 判事 (インド)、H. Hohmann 教授 (西ドイツ)、Fos 夫人 (イギリス) などから意見が表明され活発な討論が行なわれた。国家免除と外交・領事特権免除との関係、大使館の雇用関係の問題、報告書に言及されていない、フランスやイタリアの裁判例を基に国家の行為の区別基準に異なる考え方があってはならないかなどの指摘、商事仲裁との関係、外交関係の有無との関連などの問題が検討された。

最後に、今回のカイロ大会へ向けて、国家行為の区別基準、執行対象の財産、仮差押、外交関係のない国家間の関係、国家所有の商社会社などの問題を中心に、作業を継続する旨を中心とした九項目にわたる決議が採択された。(広部和也)

証券取引法

再検討しようとするものである。

次に、報告者の Rees 教授 (西ドイツ) より、本部会に提出された報告書について説明がなされた。この報告書は、一九八二年以後の国家免除の分野における発展に関する第一報告書 (First Report) であり、前回のワルソー大会において問題とされた八項目にわたる検討事項(煥場準一「国際法外交雑誌」八七巻五号八九頁以下。特に九二頁参照)について研究したものであり、約四〇頁にわたり次の順序で記述されている。① acts impedit acts impedit 区別基準、② 差押・執行対象の財産、③ 仮差押、④ 免除と国際法違反、⑤ 国際不法行為に対する免除、⑥ 免除と国家所有商社会社、⑦ 法廷地牽連性と免除、⑧ 訴状送達。以上のそれぞれの項目について、すべての内容が同一ではないが、法的論点の指摘がなされ、比較法的な検討が行なわれ、そこで得られた結論をモントリオール草案の関連規定と照らし合わせて修正の必要があるか否かの検討がなされている。国内法は法律規定のみならず国内判例をも対象とし、また参考文献が引用されるなど、相当詳細な記述がなされている。たとえば、①については方法論の問題も含めて検討しており、単に性質か目的かという従来の議論にとどまらない論理の展開がみられる。また、取り上げられている国も、アメリカ、イギリスの代表例のみならず、オーストラリア、オーストラリア、スイス、ユーゴスラビアなども含まれており、作業中の ILC 草案も取り上げられている。この報告書それぞれの項目について、Rees

一 国際証券取引法の委員会は、一九八八年ワルソー総会の時に設置が決まり、Heiner (スエーデン) を委員長に、Lichtenstein (アメリカ) を報告者に指名したが、委員長は一九八九年五月 Collins (イギリス) に代わった。今回初めての会合を開催するのに先立ち、三回の準備会がロンドンで開催されたようである。今回のワーキング・セッションは、Collins が欠席のため Purvis (オーストラリア) が座長となり、八月二四日午前二〇時三〇分に開かれた。

二 まず Lichtenstein が右のような経緯を述べたあと、事前に送付されていた草稿に基づき、「EC における金融サービス自由化作業——世界的規制のモデルとなるか」という報告を行った。OECD の一九八八年報告をとりあげ、証券取引法の目的として、投資者保護と効率的で透明な市場の確保だけでなく、国際化の進展に伴う金融システムの安全確保が重要だといふ。他方、国際的な規制の調整の点では、仲介業者の財務基準の統一は比較的容易なものに対し、投資者保護の基準は国によって差異が大きい。国境を越える事業活動を自由にするため、一国が認可した業者を他国が相互承認するにしても、業者の行為規制について本国と出先国との権限をどう配分するかが問題となる。この点に関し、EC 投資サービス指令案(一九九〇年二月公表)が、公共の福祉にかかわるときは出先国も規制できるとしているのは不徹底であり、同指令案の討議文書が述べていたように、本国のみが規制する体制の方がよいという。また、機関

投資家を相手とするホールセール業務については、どの国も規制を加えるべきではないという。

三 続いてWills (イギリス) が「インサイダー取引に対する欧州の二つの国際的規制手段——欧州評議会協定とE.E.C.指令」について報告した。事前に送付されたこの報告書は、Hon. Sir (オランダ。欧州評議会法務次長) が書いたものである。

一九八九年九月の欧州評議会協定は、インサイダー取引に関する情報交換を中心に、規制の協力体制を打ち立てようとする。当事国はヨーロッパ三か国であるが、それ以外の国も参加できる。インサイダー取引に対する制裁は国ごとに異なるが、その違いを問わずに協力を約するところに特色がある。

一九八九年一月のE.E.C.指令は、加盟一二か国のインサイダー取引に関する国内法規制内容を統一しようとするものである。その地位に基づいて内部情報に接する本来のインサイダーだけでなく、そういう情報だと知りつつ直接または間接に受領した者の取引も禁止し、違反には適切な制裁を加えること、および情報交換等の協力することを、加盟国に義務づける。

こういう二つの異なる規制が併存するの喜ばないE.E.C.加盟国もあるが、両者は矛盾するものではない。また、世界的規模のインサイダー取引規制は、欧州評議会協定型の情報交換からまず始めるのが現実的だろうという。

四 このほか、直前に配布されたペーパーに基づく報告が二つあった。イギリス支部を代表して、Fox Bassetが「国際証券

取引法：域外的側面——イギリス法」の題で、一九八六年金融サービス法の関連規定、および同法の下における外国との協力の現状について報告した。

また、アメリカ支部を代表してStevenson, J. が「合衆国証券取引法の国際的側面」と題する報告を行った。同氏は証券の国際取引の実状やそれにかかわる制度の全面に言及したが、とくに次の諸点が注目される。連邦憲法の州際通商条項に基づいて制定された証券法は、ある州と外国との間の取引にも元來適用されるものであって、これは「域外」適用ではない。一九九〇年四月制定のレギュレーションSが、SECへの登録なしにオフショア分売できる要件を明確にした。SECはまた、外国の発行者がアメリカの私募市場を利用しやすくするためにルール一四四Aを制定し、一定の証券につき大機関投資家間の転売を自由にした。さらにルール一五〇一六によって、無登録の外国証券業者ができる業務の範囲を明確にするなど、SECは国際的調和に努めている。

五 続いて龍田が日本支部(学者二名、実務家一〇名、事務局・〔財〕日本証券経済研究所)での討議を踏まえ、事前送付のLichtenstein, Hordius両ペーパーについての疑問点を述べた。EC投資サービス指令案に採択されなかった討議文書の立場で世界的統一を目指すのは難しいこと、ホールセール業務を全く無規制にすることには不安があること、双方可罰性の要件をはずすのは問題なことなどである。

一般会員からの発言には、委員会が仲介業者の問題だけを取り上げるのは狭すぎるとの指摘があった(アルゼンチン)。これに対しLichtensteinは、将来もっと広い範囲の問題を取り上げると答えた。(龍田 節)

国際通貨法

国際通貨法の八月二四日の会合では、累積債務問題を中心として、前大会に引き続き(本誌八七巻五号六七—七〇頁参照)、西独マックスプランク研究所(ハイデルベルグ)のRudolf Dotzert教授のレポート「累積債務処理と国際法」及び委員長の委嘱を受けて西独の若い弁護士Dr. K.P. Follmerのまとめた「銀行の自己資本比率に関する国際基準——開発支援・累積債務問題の自己資本比率に関する国際基準——開発支援・累積債務問題の自己資本比率に関する国際基準」の報告がなされた。方向が一般にきわめて先進国よりであると批判した英国会員一名を除き、会合ではこれらの報告内容が支持されて決議にそれが反映され、今後も本問題の検討続行が決まった。

第一の報告は、一九八八年以降の本問題解決へ向けての世界の状況を概観し、前回とは異なり法的側面よりも現実的対応策を論じたものである。支援の条件に厳しい債務側の自助努力を強いたBaker Planに代わって打ち出された、先進国及び銀行側にも積極的負担を求めていることとするBrady Planが、burden sharing, solidarityの理念に合致するものとして評価され、特にIMF及び世界銀行による積極的な関与及び調整の役割が強調

されている。そして、例えば環境保護団体がその資金で途上国向け債権を割引取得して現地通貨と交換し、途上国に対しそれを財源とした環境保護策の実施を求めるいわゆるdebt-for-natureのような努力なくしては、環境保全への途上国の自助努力は経済的に期待できない状況に至っていることを指摘して、累積債務問題が国際金融秩序のみの問題ではないとし、今後の貿易秩序を討議するウルグアイ・ラウンド交渉等においても、この問題の解決策が同時に考えられなければならないかぎり、世界の経済的発展のための新秩序の模索は幻想に終わるであろうとする。

第二の報告は、Brady Planを支持するグループ10の諸国が、金融機関が途上国の債務軽減に協力しようとする場合に足かせとなっている各国の税法、会計原則面からの障害を除去することに努力していることを歓迎しつつ、この視点との対比において、同じグループ10の中央銀行が国際金融制度の安定のために設定した「銀行の自己資本比率に関する国際基準」及びECの同基準の内容を分析するものである。そして、途上国への債権が当該基準充足の算定にあたって一般に低率で評価されるアプローチは、途上国支援の観点からきわめて問題であるとして、Brady Planの下で最近メキシコ救済に当たってとられたような先進国政府による保証や、さらにはIMFや世界銀行による保証をも活用して、その場合には高率評価に切り換えるべきこと等を具体的に提言しており、多面的視角から累積債務問題解決へ向けての努力が一致して進められなければならないとする第

一報告を支援する内容となっている。

このほか、委員長の求めに応じて、IMF 法律顧問代理の W. Hoedje 氏が、イラク・クエート資産の凍結という今日の事態への IMF 協定八条一項の適用関係について、そして、西独連銀法務顧問代理の B. Walliger 氏が、実施されたばかりの東西ドイツの通貨統合について、それぞれ簡単な解説を行ったほか、前大会で採択された「支払債務の弁済完了時点確定に関するモデル・ルール」と国連国際商取引法委員会が一九九一年に採択予定の「国際的資金移動に関するモデル法」との比較検討を、次の大会で行うことも決められた。

(菅野和明)

理事会・総会

理事会は、八月二〇日午前及び二六日午前の二回開催され、総会は二六日午前の理事会終了後に開催された。主な決定事項及び報告事項は以下の通りである。

- (1) 理事会において、新プレジデントにオーストラリアのローレンス・ストリート卿を選出した。
- (2) 一九九一年九月もしくは一〇月に、東ヨーロッパと EEC との関係に関する特別大会をブタペスト(ハンガリー)において開催することが検討されている。
- (3) 次回第六五回大会は、一九九二年四月二〇日から二六日までカイロ(エジプト)において開催することに決定。なお、第

六六回大会は、一九九四年八月にブエノスアイレス(アルゼンチン)で開催の予定である。また、一九九六年の第六七回大会については、台湾、オランダ及びフィンランドが誘致の意思を表明している。

- (4) 一〇〇、〇〇〇ポンド(一〇一、〇〇〇ポンドで一〇〇%)を目標に進められている募金活動は、大会開催時まで約五〇、〇〇〇ポンドに達している旨の報告があり、このうち、日本支部の募金活動により日本企業二三社から一三、〇〇〇ポンドの募金が寄せられていることに対して、感謝の意が表明された。
- (5) 総会は、提出された一三の委員会の決議案のうち、「国際養子縁組及び子の保護の法的側面」に関する委員会の決議案を除き、他をすべて原案の通り採択した。
- (6) イラク・クウェート問題に関し、安全保障理事会決議六六〇号、六六一号、六六二号及び六六四号の採択につなげたイラク政府の行為を非難し、同決議の執行のためのあらゆる合法的行為を支持する旨の決議が採択された(理事会において、総会への提案につき、賛成多数、反対なし、棄権1、総会において、採択につき、賛成多数、反対なし、棄権6)。

(香西 茂)